

## 令和5年1月高原町農業委員会定例総会会議録

1. 開催日時 令和5年1月30日（月）午前9時30分から午前10時30分まで  
2. 開催場所 高原町役場2階第4会議室  
3. 出席委員 15名

### 農業委員7名

会長 1番 山元啓嗣 会長代理 2番 蒲生隆美  
3番 入木真一 4番 岡元良農夫  
5番 加藤正博 6番 郡山信敏  
7番 邊木園浩子

### 農地利用最適化推進委員8名

11番 石山浩文 12番 大迫恒作 13番 坂元朋子  
14番 酒匂清治 15番 佐藤哲夫 16番 西村正人  
17番 真方実喜男 18番 鳥集公則

## 4. 日程

### 第1 議事録署名委員及び会議書記の指名

議事録署名委員 3番 入木真一 4番 岡元良農夫  
会議書記 係長 岸元誠樹

- 第2 議案第42号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可について意見を求める。  
議案第43号 農地法第4条の規定による許可・進達について意見を求める。  
議案第44号 農地法第5条の規定による許可・進達について意見を求める。  
議案第45号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の所有権移転について意見を求める。  
議案第46号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の利用権設定について意見を求める。  
議案第47号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の所有権移転について意見を求める。

## 5. 農業委員会事務局職員

事務局長 平川昌知 係長 岸元誠樹

## 6. 会議の概要

(岸元係長) 皆さん、おはようございます。時間になりましたので、これから総会を始めさせて頂きます。一同ご起立下さい。「一同、礼」。お座り下さい。

(事務局長) おはようございます。今月の定例総会案件は、お手元に配布の議案書のとおり議案第42号から議案第46号までの議案22件でございますが、お手元に追加の議案を1件お配りしておりますのであわせてご審議をお願いしたいと思います。尚、議案第4

5号の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の所有権移転について意見を求めるにつきまして、あつせん会議を実施し今回の案件に出したところなのですが、その後に譲渡人の方がお亡くなりになりましたのであつせんの基準によりましてあつせんの打ち切りをさせて頂きたいと思っております。そのため今回の議案45号につきましては取下げという事をお願いしたいと思っております。また、本日の総会終了後は農業者年金の勉強会を予定致しておりますのでよろしくお願いしたいと思います。2月の定例総会は27日(月)でございます。議案審議、及び転用議案に係る現地調査は、20日(月)にお願いする予定でございます。2月の4条・5条に係る調査委員会は、第3調査委員会でございます。どうぞよろしくお願い致します。会長がご挨拶を申し上げます。

(会長挨拶)

(会長代理)おはようございます。ただいまの出席委員は、農業委員7名中7名、推進委員8名中8名であります。高原町農業委員会規則第5条の規定の定足数に達しておりますので、本総会は成立していることを報告します。これより、1月の定例総会を開催致します。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

(議長) それではこれより議事に入ります。まず日程第1、本日の議事録署名委員、及び会議書記の指名を行います。高原町農業委員会規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名を致します。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

(議長) それでは議事録署名委員に、3番入木委員と4番岡元委員を指名致します。本日の書記は事務局の岸元係長をお願いを致します。

(議長) 次に日程第2、議案審議に入ります。議案第42号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について意見を求める。」を議題とし、第1項から第4項まで事務局長に説明をお願い致します。

(事務局長) 議長、事務局長。(事務局長) 議案書の4ページをお開き頂きたいと思っております。

今回の農地法第3条による所有権移転申請件数は4件でございます。まず第1項からご説明させていただきます。第1項、譲受人 ○○○○氏 譲渡人 ○○○○氏による売買で、畑2筆、合計4,848㎡、売買代金は総額50万円でございます。調査委員は石山委員でございます。続きまして第2項、譲受人 ○○○○氏 譲渡人 ○○○○氏による親子間の贈与で、畑2筆、合計2,896㎡でございます。調査委員は石山委員でございます。この農地につきましては一部農業用施設がございますが、農地法施行規則第29条第1項に規定する「農地転用届出書」を平成30年8月に提出いただいております。続いて第3項、譲受人 ○○○○氏 譲渡人 ○○○○氏による遺言公正証書による遺贈で、田4筆、畑5筆、合計8,132㎡でございます。調査委員は西村委員でございます。続きまして7ページでございます。第4項でございますけれども、譲受人 ○○○○氏 譲渡人 ○○○○氏による親子間の贈与で、田9筆、畑2筆、合計22,964㎡でございます。調査委員は佐藤委員でございます。以上の案件につきましては、受付審査の結果、譲受人の効率利用要件、常時従事

要件など、許可要件のすべてを満たしていると考えております。以上でございます。

(議長) 第1項と第2項については、石山委員に調査をお願いしておりますので調査内容の報告をお願い致します。

(石山委員) はい。11番石山が申し上げます。譲受人の〇〇〇〇さんはトラクター、コーンローラー色々持っていて、1月27日電話確認をしたところ問題無いと判断致しました。続きまして〇〇〇〇さんは親子関係の贈与で、譲受人はトラクターやコンバインそれに耕運機などを所有していて問題ないと判断しました。以上です。

(議長) ありがとうございます。続きまして第3項については、西村委員に調査をお願いしておりますので、調査内容の報告をお願いします。

(西村委員) はい。16番西村。1月28日土曜日に現地調査を実施しました。13ページの航空写真をご覧ください。譲受人の〇〇〇〇さんに電話で同行をお願いしまして、田んぼと畑9筆全部確認しました。昔は道路が無くて、近所の人々の田んぼを通って行っていたということです。譲受人は農業用機械としてトラクター、田植機、軽トラ等を所有されています。農作業は家族2人で、従事日数も満たされています。地域経営体への集積等の取組にも連携を取っており、地域の話し合い活動に参加して協力するなど特に問題ないと判断致しました。以上でございます。

(議長) ありがとうございます。続いて第4項については、佐藤委員に調査をお願いしておりますので調査内容の報告をお願いします。

(佐藤委員) 15番佐藤です。第42号第4項について報告します。1月23日13時から譲渡人、譲受人宅を訪問して双方に確認をしました。申請地は議案書の14ページの航空写真をご覧ください。場所は広原の農地11筆です。譲受人は農業用機械としてトラクターを所有されていました。農作業は家族2名で経営され従事日数も満たされています。地域の話し合い活動に参加して協力するなど特に問題ないと判断致しました。以上です。

(議長) ありがとうございます。以上で報告が終わりましたのでこれより審議に入ります。ご意見を賜りたいと思います。何かご意見はございませんか。

(真方委員) はい。(真方委員) 17番、真方です。1項についてお伺いしますが、〇〇〇〇さんは肉用牛31頭と大規模にされているようですが、認定農業者ではないんですか。18条の対象にはならなかったのですか。

(議長) 暫時休憩致します。

(議長) 休憩前に引き続き審議に入ります。

(事務局長) 議長、事務局長。(事務局長) 今のご質問ですが、〇〇〇〇氏につきましては認定農業者でございます。ただしこの案件につきましては〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんが相対で値段、契約された状態でもってこられましたので3条で申請というかたちになったところでございます。以上でございます。

(議長) 他にございませんか。

(事務局長) 議長、事務局長。(事務局長) 一件だけ補足説明をさせていただきます。先程西村委員の方からございましたが、議案書の13ページをご覧くださいと思います。地図の

右下の方に⑧と⑨がございますが、⑧が農業用施設になっていますが現地調査に回らせて頂いたときに⑨に行くためにこの農地を通らないと田を耕せないという事が事前に分かりましたので、ご本人さんにこの農業用施設用地として届け出を出して頂いておりますので補足説明とさせていただきます。

(真方委員) 議長、よろしいですか。(真方委員) 17番真方です。2項について伺います。譲受人の〇〇〇〇さんが高齢ですけど、娘さんが高齢の父親に贈与というのはいつもと逆のパターンですけど、何かご事情があると思うんですけどその辺は差し支えなければその範囲で。

(事務局長) 議長、事務局長。(事務局長) この件につきましては確認したところ、元々娘さんは他所におられまして帰ってこられて、また旦那さんの仕事の都合で他所の方に行かないといけないという事で農地を守れないという事で、90歳でございますが元気な方でございますのでそちらの方にまた農地をお願いするというかたちで今回の3条申請にあがってきたところでございます。以上でございます。

(議長) よろしいですか。

(はいの声)

(議長) それではこれを以て審議を終わります。これより採決致します。議案第42号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について意見を求める。」の第1項から第4項に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

(議長) 全員賛成ですので、議案第42号第1項から第4項については申請どおり許可することに決定を致しました。

(議長) 続きまして、議案第43号「農地法第4条の規定による許可・進達について意見を求める。」を議題とし、事務局長に議案の説明をお願い致します。

(事務局長) 議長、事務局長。(事務局長) 議案書の16ページをお開き頂きたいと思います。今回の農地法第4条に関連する申請件数は1件でございます。申請人が〇〇〇〇氏で畑1筆、445㎡、個人住宅及び駐車場を目的とした転用申請でございます。都市計画区域内、第1種住居地域、農用地区域外、第3種農地となります。建築確認の際に農地であることが判明し、工事途中で今回の申請となり追認申請となります。この農地は〇〇〇〇から住宅を建設目的で分筆されたものでございます。残りの農地も農地として利用されていないことが分かりましたので、事実申立書を提出していただき、今後の方向性を検討いただいて来月以降に追認申請なり、農地に戻すなどの転用申請等があがってくるのかなと考えているところでございます。今回の無断転用につきましては、農地パトロールの結果をみますと平成30年度の調査時点でA判定が出ている案件でございます。今後の違反転用へは農業委員会としてどういう対応をしていくかというところを検討していかなければいけない案件だと思っておりますので、今後また皆さんと協議をして違反転用についての処分等を検討していきたいというふうに思っているところでございます。以上でございます。

(議長) 本件については、第2調査委員会に調査をお願いしておりますので、調査内容の報告を

岡元委員長をお願いします。

(岡元委員長) 4番岡元が報告致します。第43号の1項の現地調査を1月23日午後1時30分より石山委員、大迫委員、事務局の石山さんと行いました。転用目的は一般個人住宅、又露天駐車場です。申請地は議案書の17ページをご覧ください。施設の配置図については議案書の18ページをご覧ください。申請地は都市計画区域内用途地域で第3種農地となっております。地域住民、周辺農地にも影響が無いことから問題無いと判断致します。

(議長) 随行された他の委員の方のご意見はございませんか。

(石山委員) はい。(石山委員) 11番石山です。岡元委員と大迫委員で確認したところ、基礎も出来ているし周りも住宅街で問題無いと判断致しました。以上です。

(大迫委員) はい。(大迫委員) 12番大迫です。岡元さんや石山さんと同様に問題無いと判断致しました。

(議長) 以上で報告が終わりましたのでこれより審議に入ります。何かご意見ございませんか。

(議長) よろしいですか。

(はいの声)

(議長) それではこれを以て審議を終わります。これより採決致します。議案第43号「農地法第4条の規定による許可・進達について意見を求める。」に賛成の方の挙手をお願い致します。

(全員挙手)

(議長) 全員賛成ですので、議案第43号については、申請どおり許可することに決定を致しました。

(議長) 続きまして、議案第44号「農地法第5条の規定による許可・進達について意見を求める。」を議題と致します。事務局長に議案の説明をお願い致します。

(事務局長) 議長、事務局長。(事務局長) それでは議案第44号を説明させて頂きたいと思っております。議案書の21ページをお開き頂きたいと思っております。今回の農地法第5条に関連する申請件数は1件でございます。譲受人 ○○○○氏 譲渡人 ○○○○氏の申請案件で、畑2筆、2,007㎡、既存施設を利用した椎茸栽培を目的とした売買による転用申請でございます。都市計画区域外、農用地区域外、第1種農地でございます。この案件につきましても追認申請であり、事実申立書の提出がございます。この農地につきましても相続により譲渡人が取得したところがございますが、農業の経験がなくそのまま放置状態となっております。椎茸栽培を予定していた譲受人がこの施設を見つけて相談がまとまり今回の申請となったところであります。この案件につきましても、農地法第5条第2項各号の不許可の例外に該当すると思われることから、許可相当と考えております。以上でございます。

(議長) 本件については、第2調査委員会に調査をお願いしておりますので、調査内容の報告を岡元委員長をお願い致します。

(岡元委員長) はい。議案第44号第1項の現地調査を同じく1月23日、石山委員と大迫委員と事務局の石山さんと行っております。転用目的は椎茸栽培舎、又納屋です。申請地は

議案書の22ページをご覧ください。施設の配置図については議案書の23ページをご覧ください。申請地は農用地区域外で第1種農地となっております。地域住民、周辺農地にも影響が無いことから問題ないものと判断致します。報告を終わります。

(議長) ありがとうございます。それでは他の委員のご意見ございませんか。

(石山委員) はい。(石山委員) 11番石山です。椎茸栽培をされるという事で現地を調査したところ、乾燥機がついた小屋がちゃんとあって問題無いと判断致しました。

(大迫委員) はい。(大迫委員) 12番大迫です。私も問題無いと判断致しました。

(議長) 以上で報告が終わりましたのでこれより審議に入ります。ご意見賜りたいと思います。何かご意見ございませんか。

(議長) よろしいですか。

(はいの声)

(議長) それではこれを以て審議を終わります。これより採決を致します。議案第44号「農地法第5条の規定による許可・進達について意見を求める。」に賛成の方の挙手をお願い致します。

(全員挙手)

(議長) 全員賛成ですので、議案第44号については、申請どおり許可することに決定を致しました。

(議長) 次の議案第45号は取下げですので。

(議長) 議案第46号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の利用権設定について意見を求める。」を議題と致します。事務局長に説明をお願い致します。

(事務局長) 議長、事務局長。(事務局長) 議案書の29ページをお開き頂きたいと思います。今回の申請件数は15件でございます。まず第1項から説明させて頂きたいと思いません。第1項、借受人 ○○○○氏 貸渡人 ○○○○氏の申請案件で、田1筆、384㎡、賃借料は年総額3,000円、賃貸借期間は令和5年2月1日から令和10年1月31日までの5年間の新規設定となっております。続きまして第2項でございます。借受人 ○○○○氏 貸渡人 ○○○○氏の申請案件で、田1筆、1,335㎡、賃借料は年総額14,000円、賃貸借期間は令和5年2月1日から令和10年1月31日までの5年間の新規設定でございます。第3項、借受人 ○○○○氏 貸渡人 ○○○○氏の申請案件で、畑1筆、5,112㎡、賃借料は年総額25,000円、賃貸借期間は令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間の再設定でございます。30ページをお開き頂きたいと思います。第4項、借受人 ○○○○氏 貸渡人 ○○○○氏の申請案件で、田1筆、1,365㎡、賃借料は玄米2袋、賃貸借期間は令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間の再設定でございます。第5項、借受人 ○○○○氏 貸渡人 ○○○○氏の申請案件で、田4筆、4,995㎡、賃借料は粳2袋となっております。賃貸借期間は令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間の再設定でございます。続きまして第6項、借受人 ○○○○氏 貸渡人 ○○○○氏の申請案件で、田1筆、1,793

m<sup>2</sup>、賃借料は水利組合の賦課金となっております。賃貸借期間は令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間の再設定でございます。31ページをお開き頂きたいと思います。第7項、借受人 ○○○○氏 貸渡人 ○○○○氏の申請案件で、田1筆、1,447m<sup>2</sup>、賃借料は年総額14,000円、賃貸借期間は令和5年5月1日から令和10年4月31日までの5年間の再設定でございます。第8項、借受人 ○○○○氏 貸渡人 ○○○○氏の申請案件で、田1筆、1,426m<sup>2</sup>の使用貸借で、使用貸借期間は令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間の再設定でございます。第9項以降は、農地中間管理事業によるもので借受人は公益社団法人 宮崎県農業振興公社 でございます。まず第9項でございます。貸渡人 ○○○○氏の申請案件で、田2筆、合計1,923m<sup>2</sup>の賃貸借で賃借料は年総額17,785円、賃貸借期間は令和5年3月1日から令和11年6月30日までの6年4か月間の新規設定でございます。続きまして第10項でございます。貸渡人 ○○○○氏の申請案件で、畑2筆、合計3,420m<sup>2</sup>の賃貸借で賃借料は年総額15,000円、賃貸借期間は令和5年3月1日から令和8年2月28日までの3年間の新規設定でございます。34ページをお開き頂きたいと思います。第11項、貸渡人 ○○○○氏の申請案件で、田1筆、4,590m<sup>2</sup>の賃貸借で賃借料は年総額46,000円、賃貸借期間は令和5年4月1日から令和15年3月31日までの10年間の新規設定でございます。第12項、貸渡人 ○○○○氏の申請案件で、畑1筆、1,980m<sup>2</sup>の賃貸借で賃借料は年総額9,900円、賃貸借期間は令和5年3月1日から令和15年2月28日までの10年間の新規設定でございます。続きまして第13項でございます。貸渡人 ○○○○氏の申請案件で、畑2筆、合計1,469m<sup>2</sup>の賃貸借で賃借料は年総額7,345円、賃貸借期間は令和5年3月1日から令和15年2月28日までの10年間の新規設定でございます。続きまして第14項、貸渡人 ○○○○氏の申請案件で、畑1筆、2,386m<sup>2</sup>の使用貸借で、使用貸借期間は令和5年3月1日から令和15年2月28日までの10年間の新規設定でございます。第15項、貸渡人 ○○○○氏の申請案件で、畑1筆、3,119m<sup>2</sup>の使用貸借で、使用貸借期間は令和5年3月1日から令和10年2月28日までの5年間の新規設定でございます。以上、説明致しましたすべての案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えております。以上でございます。

(議長) 事務局長の説明が終わりましたので、議案第46号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の利用権設定について意見を求める。」の第1項から第15項の審議に入ります。何かご意見はございませんか。

(事務局長) 議長、事務局長。(事務局長) 大変申し訳ございません。先程の私の説明の中で第15項の使用貸借期間を令和5年3月1日から令和10年2月28日までの5年間と申しましたが、議案書の通りうるう年でございまして2月29日になりますので説明を訂正させていただきたいと思っております。

(議長) 何かご意見はございませんか。

(真方委員) すみません。(真方委員) 17番真方です。6項について伺います。賃貸借で賃料

の方が賦課金となっておりますけど、大体どの程度の金額なのでしょうか。

(議長) 暫時休憩致します。

(議長) 休憩前に引き続き審議に入ります。

(事務局長) 議長、事務局長。(事務局長) 南俣地区の賦課金という事になりますので10a当たり3,700円になります。

(議長) 他にございませんか。

(大迫委員) いいですか。(大迫委員) 12番大迫です。参考までに聞きたいのですが、値段とか、粃でやるとかの決め方とかどんなふうな決め方があるのか教えてもらえれば。同じところでも粃と玄米と、とか。

(事務局長) 議長、事務局長。(事務局長) 今のご質問ですが、貸す方の方がご希望がございまして、玄米が欲しい、お金はいらさないんだけど賦課金だけ払ってほしい、粃が欲しいとか。粃で保管するのか玄米で保管するのかそのあたりで施設等でも変わってくるのかなというふうに思っています。値段につきまはお互いの条件を農業委員会の方で調整をしながらやっていっているところでございます。以上でございます。

(議長) 少し補足をさせて頂くと、田の場合が反の10,000円、畑の場合が反の5,000円大体それが基準になっていて、玄米の現物支給のときは10,000円の代わりに30キロ1袋という様なかたちでやっているところもあります。粃でという事は保管庫が無いとかですね。冷蔵庫が無いとかそういったところは粃でというところが多いみたいです。

(議長) 他にございませんか。

(議長) 補足させて頂くと第9項が新規設定6年4ヶ月となっているのですが、他の地区の終期に合わせているという事で端数が出ています。それと12項、鳥集委員に対応して頂いたのですが、この「令和5年の支払なし」というのは非農地を農地に復旧するので1年間は支払なしという様な事で伺っているところです。

(議長) よろしいですか。

(はいの声)

(議長) それではこれを以て審議を終わります。これより採決致します。議案第46号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の利用権設定について意見を求める。」の第1項から第15項について、賛成の方の挙手をお願い致します。

(全員挙手)

(議長) 全員賛成ですので、議案第46号は、申請どおり許可することに決定を致しました。

(議長) 続きまして、追加議案がありましたので、議案第47号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の所有権移転について意見を求める。」を議題とし、事務局長に説明をお願い致します。

(事務局長) 議長、事務局長。(事務局長) 追加させて頂きました議案書の2ページをお開き頂きたいと思います。譲受人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社 譲渡人 ○○○○氏の申請案件で、畑1筆、4,502㎡、対価総額1,000,000円でございます。



ます。入木委員、加藤委員のあっせんを受けております。この案件につきましては、農業経営基盤強化法第7条の機構特例事業を活用しての即売りタイプの売買となっております。機構が農用地を買い入れし認定農業者に2～3か月で売り渡すという事業となっております。この案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えております。以上でございます。

(議長) 説明が終わりましたので、これより審議に入ります。ご意見はございませんか。

(真方委員) いいですか、議長。(真方委員) 17番真方です。畑で反の220,000円位ですか。結構いいお金だと思いますけども、この公社の方は買い取りという事でよろしいんですか。公社の方は経営面積が137,802となっておりますけど、こちらの方は27,802になっています。この数字はこれでよろしいのでしょうか。その2点です。

(事務局長) 議長、事務局長。(事務局長) ご質問にお答え致します。まず1点目でございます。

本来ですと、譲渡人の〇〇〇〇さんと買い手の方が3条なり18条による所有権移転をするところなんですけど、これは中間管理事業を通しまして一旦農業振興公社が買入をして、買入した農地を移転時期の2月20日までに買われる方が決まっておりますのでそちらの方に渡すと。一旦公社が買ってそのまま1,000,000円で売り渡すというかたちになってございます。2点目でございますが、137,802㎡という前回の資料がございましたが、この農地に関しましては日々変動しております貸したり貸さなかったりで。最初に議案を作った時の面積でございまして、後からのにつきましては貸渡人、公社が貸している分が減っていったというかたちになっておりますので27,802㎡という事をお願いしたいというふうに思っております。以上でございます。

(事務局長) 議長、事務局長。(事務局長) 農地中間管理機構に土地の売買あっせん、特例機構の件でございますが、この売買には3パターンございます。今回が即売りたいという事で公社が買って1、2ヶ月以内に買い手の方に売り渡すと。一時貸付タイプという事で公社が買い上げて4年10ヶ月間借り手の方に一時期貸し出すと。その間に資金を貯めて頂いて、その貯まった段階で売買が成立すると。それと分割タイプという事でそれぞれ10年以内の貸付を行って売買代金の支払いをしていくというのがあります。これにつきましても公社の方が登記費用負担、それから登録許税についても負担、諸経費についても格安。即売りタイプにつきましては利率ゼロという事でほぼほぼ経費がかからないという事でメリットもございますので、登記をする名義変更をすると7,80,000円、100,000円程度の司法書士、行政書士代頼むとかかるところを公社の方が負担するという事ですごくメリットがあります。また取得税についても普通の譲渡ですと譲渡取得がかかるところなんですけど、農地中間管理機構だと8,000,000円の控除がございましてある程度メリットがあるのかなというふうに思っております。今後、冒頭の会長のあいさつにもありました農業経営基盤強化促進法の農地中間管理事業に2年後には移っていきますので、こういう形が増えていくのかなというふうに考えているところでございます。その促進についてもしていけないといけななと考えているところでございます。以上でございます。

(議長) 他にございませんか。よろしいですか。

(はいの声)

(議長) それではこれをもって、審議を終わります。これより採決致します。議案第47号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の所有権移転について意見を求める。」に賛成の方の挙手をお願い致します。

(全員挙手)

(議長) 全員賛成ですので、議案第47号は、申請どおり許可することに決定を致しました。

(会長代理) 以上で本日提案致しました議案の審議は、全て終了致しました。これをもちまして、1月の農業委員会定例総会を閉会致します。

(岸元係長) ご起立をお願いします。「一同、礼。」お座りください。お疲れ様でした。